

令和7年12月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表②

(12月11日追加提出分)

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 8 9 号	宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	1
議案第 9 0 号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例	2
議案第 9 1 号	宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の給与に関する条例	5
		宇治市職員の退職手当に関する条例	13
		宇治市職員の育児休業等に関する条例	14

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第92号	宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例	15
議案第93号	宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	17

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(議員報酬) 第1条 議会の議長、副議長及び議員(以下「議長等」という。)の議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 議長 月額<u>645,000円</u> (2) 副議長 月額<u>595,000円</u> (3) 議員 月額<u>545,000円</u> 第2条～第4条 (略) (期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略) 第6条 (略)	(議員報酬) 第1条 議会の議長、副議長及び議員(以下「議長等」という。)の議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 議長 月額<u>660,000円</u> (2) 副議長 月額<u>610,000円</u> (3) 議員 月額<u>560,000円</u> 第2条～第4条 (略) (期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略) 第6条 (略)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (市長等の給与) 第2条 (略) 第3条 市長等の給料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 市長 月額<u>1,090,000円</u> (2) 副市長 月額<u>910,000円</u> (3) 教育長 月額<u>800,000円</u> 第4条 (略) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略) 第6条～第8条 (略) 附 則	第1条 (略) (市長等の給与) 第2条 (略) 第3条 市長等の給料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 市長 月額<u>1,120,000円</u> (2) 副市長 月額<u>935,000円</u> (3) 教育長 月額<u>820,000円</u> 第4条 (略) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略) 第6条～第8条 (略) 附 則

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
1～17 (略) 18 平成30年4月1日から当分の間、支給されるべき市長等の給料の月額、第3条各号の規定により支給されるべき額から、市長にあつてはその100分の10の額を、副市長にあつてはその100分の8の額を、教育長にあつてはその100分の7の額を減じて得た額とする。 19 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。 (新設) (新設)	1～17 (略) 18 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間、支給されるべき市長等の給料の月額、第3条各号の規定により支給されるべき額から、市長にあつてはその100分の10の額を、副市長にあつてはその100分の8の額を、教育長にあつてはその100分の7の額を減じて得た額とする。 19 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。 20 令和8年4月1日から当分の間、支給されるべき市長等の給料の月額は、第3条各号の規定により支給されるべき額から、その100分の5の額を減じて得た額とする。 21 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。

特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 1～5 (略) (平成30年4月1日以後 _____ における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例) 6 平成30年4月1日から当分 _____ の間、第3条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例附則第18項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定められる額とする。 (新設)	附 則 1～5 (略) (平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例) 6 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間、第3条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例附則第18項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定められる額とする。 (令和8年4月1日以後における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例) 7 令和8年4月1日から当分の間、第3条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例附則第20項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定められる額とする。

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第16条の2 (略) (期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u> 」とあるのは、「<u>100分の70</u> 」とする。 4・5 (略) 第17条の2・第17条の3 (略) (勤勉手当) 第17条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。	第1条～第16条の2 (略) (期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。 4・5 (略) 第17条の2・第17条の3 (略) (勤勉手当) 第17条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに 対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗 じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略) 第18条～第27条 (略) 附 則 1～21 (略) 22 職務の級が6級から8級までである職員(管理職員に限る。)の給料月額 は、平成30年4月1日から<u>当分</u>の間、第3条及び第4条の 規定により定められる給料月額から、当該給料月額に次の表の左欄に 掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(そ の額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を減じて 得た額とする。 (略) 23～32 (略) (新設)	次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに 対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗 じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略) 第18条～第27条 (略) 附 則 1～21 (略) 22 職務の級が6級から8級までである職員(管理職員に限る。)の給料月額 は、平成30年4月1日から<u>令和8年3月31日までの間</u>、第3条及び第4条の 規定により定められる給料月額から、当該給料月額に次の表の左欄に 掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(そ の額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を減じて 得た額とする。 (略) 23～32 (略) 33 職務の級が6級から8級までである職員(管理職員に限る。)の給料月額 は、<u>令和8年4月1日から当分の間</u>、第3条及び第4条の規定により定めら れる給料月額から、当該給料月額に次の表の左欄に掲げる職員の区分 に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案								
	数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を減じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職務の級が6級である職員</td><td>100分の2</td></tr> <tr> <td>職務の級が7級である職員</td><td>100分の3</td></tr> <tr> <td>職務の級が8級である職員</td><td>100分の4</td></tr> </tbody> </table> 34 前項の規定は、給料月額の調整額並びに地域手当の月額並びに期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額を算定する場合には、適用しない。 35 附則第33項に規定する職員に係る同項に規定する期間における第12条及び附則第12項の規定の適用については、同条中「第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあり、及び同項中「第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは、「附則第33項の規定により算定した給料の月額及び地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額」とする。	職員の区分	割合	職務の級が6級である職員	100分の2	職務の級が7級である職員	100分の3	職務の級が8級である職員	100分の4
職員の区分	割合								
職務の級が6級である職員	100分の2								
職務の級が7級である職員	100分の3								
職務の級が8級である職員	100分の4								

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行

改正案

別表第1(第3条関係)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		185,900	232,900	268,700	302,600	325,400	359,800	413,500	464,200
2		187,000	234,500	269,700	304,100	327,200	361,500	415,500	469,700
3		188,200	236,000	270,700	305,700	329,100	363,100	417,400	474,800
4		189,300	237,500	271,700	307,100	330,800	364,700	419,200	479,600
5		190,400	239,000	272,800	308,500	332,500	366,300	421,000	483,600
6		192,100	240,500	273,800	309,600	334,200	368,200	422,900	487,200
7		193,800	242,100	274,800	310,600	336,000	369,700	424,700	490,200
8		195,400	243,600	275,800	311,800	337,700	371,300	426,500	492,700
9		197,000	245,100	276,800	313,100	339,300	372,700	428,100	494,800
10		198,700	246,500	277,800	314,700	341,000	374,300	429,600	
11		200,300	247,900	278,800	316,300	342,700	376,000	431,200	
12		202,000	249,400	279,900	317,900	344,400	377,500	432,700	
13		203,600	250,600	281,000	319,400	345,900	379,400	434,200	
14		205,300	251,800	282,300	321,100	347,500	381,300	435,500	
15		207,000	253,000	283,600	322,700	349,100	383,300	436,800	
16		208,700	254,200	284,800	324,300	350,600	385,100	438,000	
17		210,100	255,300	286,100	325,800	352,100	386,600	439,300	
18		211,700	256,400	287,400	327,500	353,800	388,400	440,600	
19		213,300	257,600	288,700	329,200	355,400	390,100	441,900	
20		214,800	258,700	289,900	330,800	357,000	391,800	443,100	
21		216,300	259,700	291,000	332,200	358,200	393,500	444,300	
22		218,000	260,700	292,200	333,900	359,800	394,900	445,100	
23		219,600	261,700	293,500	335,600	361,300	396,300	445,900	

別表第1(第3条関係)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		197,700	244,400	279,000	312,800	335,800	370,400	424,800	476,500
2		198,800	245,700	280,000	314,300	337,700	372,100	426,700	481,900
3		200,000	247,100	281,000	315,700	339,500	373,700	428,600	486,800
4		201,100	248,500	282,000	317,200	341,200	375,300	430,500	491,400
5		202,300	249,900	283,000	318,600	342,900	376,900	432,300	495,500
6		204,000	251,300	284,000	319,700	344,600	378,800	434,100	498,900
7		205,600	252,700	285,000	320,700	346,300	380,300	435,900	501,800
8		207,200	254,200	286,000	321,900	348,000	381,900	437,700	504,400
9		208,700	255,600	287,000	323,100	349,600	383,200	439,300	506,400
10		210,400	256,800	288,000	324,700	351,300	384,800	440,900	
11		212,000	258,100	289,000	326,400	353,000	386,400	442,400	
12		213,700	259,400	290,000	328,000	354,600	387,900	443,900	
13		215,200	260,600	291,000	328,400	356,100	389,900	445,400	
14		216,900	261,800	292,300	331,000	357,800	391,800	446,700	
15		218,600	263,000	293,600	332,600	359,400	393,700	448,000	
16		220,300	264,300	294,800	334,200	360,900	395,500	449,200	
17		221,500	265,400	296,100	335,600	362,300	397,000	450,400	
18		223,200	266,500	297,400	337,400	364,000	398,900	451,800	
19		224,800	267,600	298,600	339,000	365,600	400,600	453,100	
20		226,300	268,700	299,800	340,600	367,200	402,200	454,300	
21		227,800	269,600	300,800	342,000	368,400	403,900	455,500	
22		229,400	270,600	302,000	343,700	369,900	405,300	456,300	
23		231,000	271,600	303,200	345,400	371,400	406,700	457,100	

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行										改正案									
24	221,200	262,700	294,800	337,300	362,800	397,700	446,800			24	232,600	272,600	304,500	347,100	372,900	408,100	457,900		
25	222,800	263,700	296,100	338,500	364,500	399,200	447,400			25	234,300	273,600	305,900	348,300	374,600	409,600	458,500		
26	224,500	264,600	297,200	340,400	366,300	400,400	448,000			26	236,000	274,600	306,900	350,200	376,400	410,800	459,100		
27	225,900	265,600	298,200	342,100	368,100	401,600	448,600			27	237,300	275,400	307,900	351,900	378,100	412,000	459,700		
28	227,200	266,500	299,300	343,800	369,800	402,600	449,200			28	238,600	276,300	308,900	353,500	379,800	413,000	460,300		
29	228,500	267,300	300,400	345,300	371,200	403,700	449,900			29	239,900	277,100	310,000	355,000	381,200	414,100	461,100		
30	229,600	268,100	301,600	346,900	372,500	404,900	450,700			30	241,000	277,900	311,200	356,600	382,500	415,300	461,900		
31	230,700	268,900	302,700	348,500	373,700	406,000	451,100			31	242,100	278,700	312,300	358,300	383,700	416,400	462,300		
32	231,800	269,700	303,900	350,100	375,100	407,200	451,800			32	243,200	279,400	313,500	359,900	385,100	417,500	463,000		
33	232,900	270,400	305,200	351,900	376,300	407,900	452,300			33	244,400	280,100	314,600	361,600	386,200	418,200	463,500		
34	234,100	271,200	306,500	353,700	377,200	408,600	452,700			34	245,300	280,900	316,000	363,400	387,100	418,900	463,900		
35	235,200	272,000	307,800	355,500	378,200	409,300	453,100			35	246,200	281,700	317,300	365,200	388,100	419,600	464,300		
36	236,300	272,800	309,100	357,300	379,300	410,000	453,500			36	247,200	282,300	318,600	367,000	389,200	420,300	464,700		
37	237,400	273,500	310,400	358,800	380,100	410,600	453,900			37	248,200	283,000	319,800	368,600	390,000	420,900	465,100		
38	238,400	274,300	311,700	360,300	381,000	411,200	454,400			38	249,100	283,800	321,100	370,000	390,900	421,500	465,400		
39	239,400	275,100	313,100	361,700	381,900	411,700	454,800			39	250,000	284,500	322,400	371,400	391,800	422,000	465,700		
40	240,300	275,800	314,400	363,100	382,700	412,100	455,100			40	250,800	285,300	323,700	372,800	392,600	422,400	466,000		
41	241,300	276,500	315,700	364,600	383,600	412,500	455,400			41	251,600	286,000	325,000	374,300	393,400	422,800	466,300		
42	242,200	277,300	317,000	365,400	384,400	412,700	455,800			42	252,300	286,700	326,300	375,100	394,200	423,000	466,600		
43	243,000	278,100	318,300	366,400	385,200	413,000	456,100			43	252,900	287,400	327,600	376,000	395,000	423,300	466,900		
44	243,800	278,800	319,400	367,500	385,900	413,300	456,400			44	253,500	288,100	328,700	377,000	395,700	423,600	467,200		
45	244,500	279,500	320,400	368,400	386,600	413,600	456,700			45	254,300	288,800	329,600	377,900	396,400	423,900	467,500		
46	245,100	280,200	321,700	369,500	387,300	413,900				46	254,900	289,400	330,900	379,100	397,100	424,200			
47	245,700	281,000	323,000	370,400	388,000	414,200				47	255,500	290,100	332,200	380,000	397,800	424,500			
48	246,300	281,700	324,300	371,400	388,700	414,500				48	256,100	290,700	333,500	381,000	398,500	424,800			
49	246,900	282,400	325,500	372,300	389,200	414,700				49	256,600	291,400	334,600	381,900	399,100	425,000			
50	247,500	283,100	326,800	373,000	389,800	415,100				50	257,200	292,000	335,900	382,600	399,700	425,300			
51	248,100	283,800	328,100	373,700	390,400	415,400				51	257,800	292,700	337,200	383,300	400,300	425,500			

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行										改正案									
52	248,600	284,500	329,300	374,300	391,200	415,700				52	258,300	293,400	338,400	383,900	401,000	425,800			
53	249,200	285,100	330,600	374,700	391,600	415,900				53	258,700	293,900	339,700	384,300	401,400	426,000			
54	249,600	285,800	331,700	375,400	392,200	416,200				54	259,100	294,500	340,700	384,900	402,000	426,300			
55	249,900	286,400	332,800	376,100	392,800	416,500				55	259,400	295,100	341,800	385,500	402,600	426,600			
56	250,200	287,100	333,900	376,800	393,300	416,800				56	259,700	295,900	342,900	386,200	403,100	426,900			
57	250,500	287,700	334,600	377,100	393,700	417,000				57	260,000	296,500	343,600	386,500	403,500	427,100			
58	250,800	288,500	335,500	377,800	394,300	417,300				58	260,300	297,100	344,500	387,200	404,100	427,400			
59	251,100	289,100	336,300	378,500	394,900	417,600				59	260,600	297,700	345,200	387,900	404,700	427,700			
60	251,400	289,800	337,100	379,100	395,400	417,800				60	260,900	298,400	346,000	388,600	405,200	427,900			
61	251,700	290,400	337,900	379,400	395,800	418,000				61	261,200	299,000	346,800	388,900	405,600	428,100			
62	252,000	291,100	338,300	379,900	396,300	418,300				62	261,500	299,600	347,300	389,400	406,100	428,400			
63	252,300	291,700	338,900	380,500	396,800	418,600				63	261,800	300,100	347,800	390,000	406,600	428,700			
64	252,600	292,200	339,600	381,100	397,400	418,800				64	262,100	300,600	348,500	390,600	407,200	428,900			
65	252,900	292,700	340,400	381,400	397,700	419,000				65	262,400	301,100	349,300	390,900	407,500	429,100			
66	253,200	293,300	341,100	382,000	398,100	419,300				66	262,700	301,700	350,000	391,500	407,900	429,400			
67	253,500	293,800	341,800	382,700	398,500	419,600				67	263,000	302,200	350,700	392,200	408,200	429,700			
68	253,800	294,400	342,400	383,400	398,900	419,800				68	263,300	302,800	351,300	392,800	408,600	430,000			
69	254,100	294,900	342,900	383,800	399,300	420,000				69	263,600	303,200	351,800	393,200	408,900	430,200			
70	254,400	295,400	343,500	384,300	399,600	420,300				70	263,900	303,700	352,400	393,700	409,300	430,500			
71	254,700	296,000	344,100	384,900	399,900	420,600				71	264,300	304,200	352,900	394,300	409,600	430,800			
72	255,000	296,700	344,700	385,400	400,100	420,800				72	264,600	304,800	353,500	394,800	409,800	431,000			
73	255,300	297,200	345,000	385,900	400,300	421,000				73	264,900	305,300	353,800	395,300	410,000	431,200			
74	255,600	297,700	345,500	386,500	400,600					74	265,200	305,800	354,300	395,900	410,300				
75	255,900	298,100	345,900	387,000	400,900					75	265,500	306,100	354,600	396,300	410,600				
76	256,200	298,400	346,300	387,300	401,100					76	265,800	306,400	355,000	396,600	410,800				
77	256,500	298,600	346,700	387,700	401,300					77	266,100	306,600	355,400	397,000	411,000				
78	256,900	298,900	347,200	388,200	401,600					78	266,400	306,900	355,900	397,500	411,300				
79	257,200	299,100	347,700	388,600	401,900					79	266,700	307,100	356,400	397,900	411,600				

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行										改正案									
80	257,500	299,400	348,200	389,000	402,100					267,000	307,400	356,900	398,300	411,800					
81	257,800	299,600	348,500	389,400	402,300					267,300	307,600	357,200	398,800	412,000					
82	258,100	299,800	348,900	389,900	402,600					267,600	307,800	357,700	399,300	412,300					
83	258,400	300,100	349,300	390,300	402,900					267,900	308,100	358,100	399,700	412,600					
84	258,700	300,300	349,700	390,700	403,100					268,200	308,300	358,500	400,100	412,800					
85	259,000	300,600	350,000	391,000	403,300					268,500	308,600	358,800	400,400	413,000					
86	259,300	300,900	350,400	391,600						268,800	308,800	359,200	400,900						
87	259,600	301,200	350,800	392,000						269,100	309,100	359,600	401,300						
88	259,900	301,500	351,200	392,400						269,400	309,400	360,000	401,700						
89	260,200	301,800	351,400	392,700						269,700	309,700	360,200	402,000						
90	260,500	302,100	351,900	393,200						270,000	310,000	360,600	402,500						
91	260,800	302,400	352,300	393,600						270,300	310,300	361,000	402,900						
92	261,100	302,800	352,700	394,000						270,600	310,600	361,400	403,300						
93	261,400	303,000	352,900	394,300						270,900	310,800	361,600	403,600						
94		303,200	353,300								311,000	361,900							
95		303,500	353,700								311,300	362,300							
96		303,900	354,000								311,700	362,600							
97		304,100	354,300								311,900	362,900							
98		304,500	354,700								312,200	363,300							
99		304,900	355,100								312,500	363,700							
100		305,300	355,500								312,900	364,100							
101		305,500	356,000								313,100	364,600							
102		305,800	356,400								313,400	365,000							
103		306,100	356,800								313,700	365,400							
104		306,400	357,200								314,000	365,800							
105		306,600	357,700								314,200	366,300							
106		306,900	358,100								314,500	366,700							
107		307,200	358,400								314,800	367,000							

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行										改正案									
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員
307,500	307,700	308,100	308,500	308,800	309,000	309,200	309,500	309,900	310,100	310,300	310,600	310,900	311,300	311,500	311,800	312,200	312,500	358,700	359,200
基礎給料月 額 円 194,500	基礎給料月 額 円 222,300	基礎給料月 額 円 263,400	基礎給料月 額 円 283,300	基礎給料月 額 円 298,700	基礎給料月 額 円 324,700	基礎給料月 額 円 367,300	基礎給料月 額 円 401,300	基礎給料月 額 円 202,300	基礎給料月 額 円 230,000	基礎給料月 額 円 272,100	基礎給料月 額 円 292,900	基礎給料月 額 円 308,700	基礎給料月 額 円 335,100	基礎給料月 額 円 378,500	基礎給料月 額 円 418,200	基礎給料月 額 円 315,100	基礎給料月 額 円 315,300	基礎給料月 額 円 315,600	基礎給料月 額 円 316,100
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	367,300	367,800
基礎給料月 額 円 202,300	基礎給料月 額 円 230,000	基礎給料月 額 円 272,100	基礎給料月 額 円 292,900	基礎給料月 額 円 308,700	基礎給料月 額 円 335,100	基礎給料月 額 円 378,500	基礎給料月 額 円 418,200	基礎給料月 額 円 315,100	基礎給料月 額 円 315,300	基礎給料月 額 円 315,600	基礎給料月 額 円 316,100	基礎給料月 額 円 316,400	基礎給料月 額 円 316,600	基礎給料月 額 円 316,800	基礎給料月 額 円 317,100	基礎給料月 額 円 317,500	基礎給料月 額 円 317,700	基礎給料月 額 円 317,900	基礎給料月 額 円 318,200
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	367,300	367,800
基礎給料月 額 円 202,300	基礎給料月 額 円 230,000	基礎給料月 額 円 272,100	基礎給料月 額 円 292,900	基礎給料月 額 円 308,700	基礎給料月 額 円 335,100	基礎給料月 額 円 378,500	基礎給料月 額 円 418,200	基礎給料月 額 円 315,100	基礎給料月 額 円 315,300	基礎給料月 額 円 315,600	基礎給料月 額 円 316,100	基礎給料月 額 円 316,400	基礎給料月 額 円 316,600	基礎給料月 額 円 316,800	基礎給料月 額 円 317,100	基礎給料月 額 円 317,500	基礎給料月 額 円 317,700	基礎給料月 額 円 317,900	基礎給料月 額 円 318,200

別表第2 (略)

別表第2 (略)

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 1～18 (略) (新設)	附 則 1～18 (略) 19 <u>給与条例附則第33項に規定する職員に係る同項に規定する期間にお</u> <u>ける第2条の5に規定する職員の給料の月額は、同項の規定にかかわら</u> <u>ず、給与条例第3条、第4条及び第7条の規定により定められる額とする。</u>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 1～5 (略) (新設)	附 則 1～5 (略) 6 <u>宇治市職員の給与に関する条例附則第33項に規定する職員に係る同項に規定する期間における第9条の規定の適用については、同条中「第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは、「附則第33項の規定により算定した給料の月額及び地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額」とする。</u>

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第7条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額とする。 3～5 (略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第8条の2 (略) 2 勤勉手当の額は、前条第3項の平均給与額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額は、当該平均給与額に<u>100分の105</u> を乗じて得た額を超えてはならない。 3・4 (略) 第9条～第16条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額とする。 3～5 (略) (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第17条の2 (略)	第1条～第7条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額とする。 3～5 (略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第8条の2 (略) 2 勤勉手当の額は、前条第3項の平均給与額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額は、当該平均給与額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 3・4 (略) 第9条～第16条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額とする。 3～5 (略) (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第17条の2 (略)

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
2 勤勉手当の額は、前条第3項の平均給与額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額は、当該平均給与額に<u>100分の105</u> を乗じて得た額を超えてはならない。 3・4 (略) 第18条～第24条 (略)	2 勤勉手当の額は、前条第3項の平均給与額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額は、当該平均給与額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 3・4 (略) 第18条～第24条 (略)

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案																																
第1条～第3条 (略) (給与に関する特例) 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td>397,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>446,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>498,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>562,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>642,000円</td></tr> <tr> <td>6</td><td>749,000円</td></tr> <tr> <td>7</td><td>875,000円</td></tr> </table> 2～4 (略) 第5条・第6条 (略)	号給	給料月額	1	397,000円	2	446,000円	3	498,000円	4	562,000円	5	642,000円	6	749,000円	7	875,000円	第1条～第3条 (略) (給与に関する特例) 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td>409,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>459,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>513,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>580,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>661,000円</td></tr> <tr> <td>6</td><td>772,000円</td></tr> <tr> <td>7</td><td>902,000円</td></tr> </table> 2～4 (略) 第5条・第6条 (略)	号給	給料月額	1	409,000円	2	459,000円	3	513,000円	4	580,000円	5	661,000円	6	772,000円	7	902,000円
号給	給料月額																																
1	397,000円																																
2	446,000円																																
3	498,000円																																
4	562,000円																																
5	642,000円																																
6	749,000円																																
7	875,000円																																
号給	給料月額																																
1	409,000円																																
2	459,000円																																
3	513,000円																																
4	580,000円																																
5	661,000円																																
6	772,000円																																
7	902,000円																																